

公益財団法人日本健康・栄養食品協会

平成 29 年度臨時評議員会議事録要旨

1. 開催場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3階 会議室
2. 開催日時 平成 30 年 3 月 28 日（水）14 時 00 分～15 時 30 分
3. 評議員現在数及び定足数
総数 19 名、定足数 10 名
4. 出席評議員数 12 名
（出席）蒲生恵美、橋本賢次郎、佐藤良也、鈴木恭蔵、椎橋良太郎、清水秀樹、
白神俊典、宗林さおり、成松義文、原孝博、松井睦子、若尾修司
（欠席）安部俊朗、北島秀明、鶴田康則、徳山陽滋、埴雅明、武藤正樹、
森田邦雄
（出席監事）松田紘一郎
（出席理事）下田智久
5. 議案
第 1 号議案 役員候補選出委員の選任について
第 2 号議案 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程の改正について
報 告 1.平成 30 年度事業計画について
2.平成 30 年度収支予算について
3.規程及び規則の設定及び改正について
・情報セキュリティに関する管理規程（新規）
・会員及び会費等に関する規程の改正（改正）
・育児・介護休業規則（改正）
業務執行状況報告
1.食品衛生法改正及びHACCP対応について
2.機能性表示食品の届出支援と事前点検事業について
3.実務研修制度について
6. 会議の概要
（1）定足数の確認等
成松評議員が議長となり議案の審議に入った。
議長より定足数についての確認があり、事務局長から定足数を満たしていることの報告があった。
（2）議案の審議状況
議長が定款第 28 条第 2 項に基づき、議事録署名人 2 名の選出について諮ったと

ころ、蒲生評議員と橘本評議員が出席評議員全員一致で選出された。

○決議事項

第1号議案 役員候補選出委員の選任について

議長より資料に基づき説明があった。説明によると、役員候補選出委員会規則では第3条で、「委員は評議員会議長を含む評議員2名、事務局員1名、外部委員2名で構成する、また第8条で委員の任期は2年とする。」となっている。同委員は昨日で任期満了となっているが、引き続き同委員で役員候補選出委員会を構成するというので宜しいか諮ったところ特段の意見もなく、原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

役員候補選出委員は、評議員会議長である成松義文氏、評議員として森田邦雄氏、事務局員からは岩浪恒平氏、外部委員として小野宏氏、馬場良雄氏の委員5名である。この承認を受け、同規則第5条により、役員候補選出委員長として理事会に対し役員候補者リストの提出を求めた。この求めに応じ、下田理事長は役員候補者リストを提出することとした。

第2号議案 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程の改正について

議長の指示により、総務部長より資料に基づき説明があった。説明によると、当協会の非常勤理事が各委員会の委員等、協会運営に関する業務を行った場合の報酬の支払いは理事長が理事会の承認を得て報酬を支給することができるとなっている。その場合、理事の方々に年度末の理事会まで報酬の支払いを待たせることとなり、経理処理的にも不都合が生じる。そこで、規程の条項自体の改正ではないが、付属の別表の但し書で、理事会の事前承認となっているところを事後報告という形に改めたいというものである。

「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」の変更箇所

別表第2 非常勤役員の報酬

- 2 非常勤理事が上記以外の協会運営等に関する業務を行った場合は、別途、理事長が理事会の承認を得て報酬を支給することができる。ただし、その額は、毎年度の総額が200万円を超えないものとし、非常勤理事への依頼業務及びその報酬額について理事会に報告することとする。

本議案について意見を求めたところ、特段の意見もなく原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

○報告

1.平成30年度事業計画に関する件

議長の指示により、事務局長より、平成30年度事業の運営方針、総務部長より平成30年度事業計画について資料に基づき説明があった。

説明によると、今年度は厚生労働省で食品衛生法の改正に向け動き出すことに伴い、当協会は平成30年も、健康食品の安全確保を念頭に「認定健康食品(JHFA)

マーク」制度、「GMP」認定や「安全性自主点検」の認証事業を引き続き運用していく。また国の施策への協力に関する公益事業として認定されている保健機能食品(特定保健用食品、機能性表示食品、栄養機能食品)並びに特別用途食品に関する支援及び普及啓発事業については、同制度の改善及び発展に向けて、関係省庁との調整を通じ積極的な関与を行っていく。具体的には以下のとおり。

認定健康食品(JHFA)認定事業については、時代にあった制度の在り方を考えると共に、既存の規格基準および表示広告基準の見直しを進め、JHFAの規格基準設定のプロセスが健康食品の安全性確保における重要な要素である適切な製品設計に繋がることを周知啓発していく。

健康食品GMP認証については、食品衛生法改正に伴い、全ての食品関連事業者にはHACCP導入を義務化する方針が示されたことから、平成30年度は、農水省補助事業として作成した健康食品GMPベースの「健康食品事業者向けHACCP導入ガイドライン」を活用した説明会を実施する。またGMP製品マーク認定事業では、新たに“機能性表示食品枠”を設定し、製品マークの取得を積極的に働きかける。

安全性自主点検認証事業は今回の法改正によりその意義・重要性が高まっている。平成30年度は、昨年度に行なった事業者向けの情報収集セミナーの内容をブラッシュアップして実施し、安全性の評価手法の周知・啓発を通じて、健康食品の更なる安全性向上に貢献していく。

機能性表示食品制度の施行から3年が経過し、公表数並びに販売数共に特定保健用食品を超える多くの届出が出されているが、新しい制度ゆえ、課題や広告の妥当性等の問題点等が少しずつ顕在化されてきている。平成30年度は、消費者庁と調整中の届出資料事前チェックリストに基づいた届出書類の事前点検業務を開始するとともに、広告部会として準備してきた機能性表示食品広告審査会を本格稼働する。

特定保健用食品については、部会活動を支援し、疾病リスク低減表示の活用、審査過程の「見える化」を含めたスピードアップ等について引き続き取り組みを行っていく。更に広告の分野においても特定保健用食品広告審査会の活動により、業界の意識向上を図るとともに、インターネットにおける広告のあり方についても検討する。

また特別用途食品については、昨年に改正された「特別用途食品の表示許可等について」の通知が今年4月1日より施行になるが、更に総合栄養食品とえん下困難者用食品の申請品目増加に向けた許可基準の見直しについて、特別用途食品制度の活用に関する研究会を中心に事業者側の意見・要望をまとめていく。

昨年7月に立ち上げた表示広告相談室では、会員の健康食品等の製造・販売事業者や広告媒体事業者を対象に、適正な健康食品等の広告相談に応じているが、平成

30 年度は、広く表示広告に関する事業者の理解を深めるためにセミナー等も合わせて実施するとの説明があった。

説明の後、本報告に関し、次の意見及び質疑応答があった。

評議員： 協会マークを新たに作成するということだが、いつごろまでにどのような手段で実施する予定なのか。

事務局長： 現在、協会マークが無いので新たに作成したいと考えている。目的としては、会員の方々に協会の会員であるというマークを付けてもらうことで協会の認知度を上げていきたいと考えている。作成の方法としては制作会社を使うとともに会員会社に協会マークを作るという呼びかけをしようかと考えているが、それを行うについてはメリット、デメリットがいろいろあると思うので協会内部にマークの作成委員会を立ち上げ検討していきたい。期日としては年内にマークを決定し、来年の賀詞交歓会の場で発表できればと考えている。

評議員： 会員会社に呼びかけをするということは会員会社からマークの案を出してもらうということか。

事務局長： 会員会社から案を出してもらうと、企業のイメージが強くなったりレベルの差があったりするるので、委託した制作会社に幾つかの素案を作ってもらいその中から会員会社に選んでもらうとか、全国に公募する等のいくつかの案を作成委員会で検討していこうと考えている。

評議員： 私も以前、ある学会でロゴマークを作成する作業に携わったことがあるが、入選者には賞金を出すということにしたら、より多くの応募があったのでそれも一つの方法かと思う。

事務局長： 参考にさせてもらいたい。

評議員： 平成 30 年度事業の運営方針の中で、保健機能食品の在り方に関する検討に着手するとあるが、それについて消費者には分かりやすいとは言い難い状況にあるという問題認識を持っているということだが、その問題認識を踏まえ、今の段階ではどのようなことを考えているのか教えてもらいたい。

事務局長： 明日協会内で各担当部長と検討することになっている。現在、保健機能食品は 3 つに分かれているのだが、これで本当に消費者に分かりやすいのかという議論と、また、保健機能食品そのものが人の健康にどれだけ関与するか表示の在り方を根本的に考えて整理をしていった方が良いのではないかという点を議論しようと考えている。形が許可だったり届出だったり付けたし的な形で制度が出来てきたのでここで一度整理をしていったほうが良いのではないか。それらについてまず事業者の意見を聞いた上で専門家の意見も聞きながら、いい提案があればそれを

国に提言して行きたいというイメージを持っている。

評議員： ロードマップというか、国への提言は何時ごろを予定しているのか。

事務局長： すぐに保健機能性食品制度を変えるのは難しいので、数年のスパンになると思う。

評議員： 協会も創立して 30 数年経過し、中々新しい会員が増えない状況になってきている。そういう中で機能性食品部とか新しい協会マークを作るとかということは面白い発想だと思う。協会に入るとこのようなサポートを受けられますよというようなチラシ等があると、我々も得意先に配ることが出来てもっとメリットを説明できるのではないかと思う。それに関連して 30 年も業界に携ってくると年を取っていろいろ参加が難しくなってくる。協会の中に、永年業界に携っている人たちの知恵を集めるような委員会のようなものを作って、理事の方々が事業等を決める際の資料を提案できるようなサポート機能がそろそろあってもいいのではないかと思う。そうしないと会員のための協会になっていけないと思うので機会があったらそのような議論を願いたいと思う。

理事長： 言われるとおりで、添付資料にもあるが J H F A 制度等が減少してきたのは、他の制度が出来たこともあるが我々協会の P R 不足等に起因していると思う。私が理事長に就任した時に何とか制度を知ってもらおう努力をしたいと考え、いろいろな企業とタイアップして大々的に P R できないかと努力してきたがあまり成功したとは言えない状況だ。そのようなことも踏まえ、この度協会のマークを新しく作る等考えながら様々協会の認知度を高めていく努力をして行きたく、評議員の皆様の力も借りたいと考えているので協力を願いたい。先ほどの意見についても今後考えて行きたい。

議長： 私から要望として、協会は、J H F A 認定、GMP 認証、安全性自主点検認証等の活動をしており、これだけ健康食品及び栄養補助食品等全体にわたって認証事業を行っている団体は他にない唯一の団体だと思うが、その一方で J H F A マークが衰退してきているという現状の問題点がある。協会は、消費者に対して正しい健康食品の摂り方、適切な商品の選び方等について有益な活動をしているのにそれがよく伝わっていない。協会会員としては、これら制度をどのようにしたら消費者に伝えられるかという普及啓発活動の具体的な提案にも協会マークの作成等事業と併せて根本的な議論を時間をかけていいので実施してもらいたい。それについては、プランを立てる段階で理事会あるいは評議員会で議論をするというプロセスも取ってもらいたい。

評議員： 事業計画を読ませてもらうと日本国内だけを対象とした事業をしてい

るように感じる。国内だけではなく将来に向けて近隣諸国等海外も対象として、事業のユニバーサル化をしてはどうか。

事務局長： 他からも同じような指摘を受けている。協会のホームページも日本語のみとなっていたが、先日協会概要及び認定認証事業の英文版を掲載したところだ。

2.平成 30 年度収支予算に関する件

引き続き、事務局長より、平成 30 年度収支予算について説明があった。説明によると経常収益は前年額より 205 万円余の減少になっている。対前年比の主な増減は、受取会費が機能性食品部枠を設けることにより入会・所属が増加することを見込んだ増加と、機能性表示食品届出資料の事前点検を開始することを見込んで届出支援事業の収益を計上したが、一方で JHFA マーク事業の許可数の減ること、GMP 工場認定事業及び安全性自主点検認証等更新が少ない年度にあたること、機能性表示食品に関する研究レビュー数が減ることによって減額となっている。

経常費用については、前年額より 232 万円余の減少となっている。人件費については大きな増減はないが、その他主な増減は、旅費交通費、通信運搬費、光熱水料費等は効率化及び節約等をしたことにより減額となっており、また消耗品費については新たに事務所内の備品等の購入費用、支払手数料については新たに協会マークを作成するための費用を計上している。

これらの結果、公 1 事業、公 2 事業、公 3 事業および公益目的事業計において全てマイナスとなっており、公益目的事業比率は 50%を超えなければならないがこれを大きく超えている。また、現在の遊休財産額もその適正範囲内となっており、以上のことから、公益法人の財務 3 基準である「収支相償」「公益目的事業比率」「遊休財産額」はすべて基準を満たしているとのことであった。

3.規程及び規則の設定及び改正について

- ・情報セキュリティに関する管理規程（新規）
- ・会員及び会費等に関する規程の改正（改正）
- ・育児・介護休業規則（改正）

総務部長より本事案の説明があった。説明によると協会には情報セキュリティに関する管理規程が無いことから今回新たに規程を設けた。作成に当たっては当協会の体制を考慮し公益法人協会の規程を参考にした。また、会員及び会費等に関する規程の改正については、機能性食品部を協会に新たに設置したことと規程内容の明確化等を行うことによる条項の追加修正を行った。育児・介護休業規則の改正については、それらの改正内容に沿って協会の規則の追加修正を行ったというものである。

説明の後、本報告に関し、次の意見及び質疑応答があった。

評議員： 情報セキュリティに関する管理規程について、情報漏えいについての記

述が少ないと思う。個人情報を扱う場合はパスワードを掛けることは最低限必要だと思う。

総務部長： 情報セキュリティに関する管理規程の第10条第2項に漏えいについて記載してあるが、指摘いただいたようにもっと細かく、今後細則等を作成していきたいと思う。

評議員： 本来はこの規程の下に情報システム規程が必要だと思う。機密性をどのように分けるかとか、それに対して研修をどうするとか等、個人情報は漏えいすると大変な問題になるので直ぐにでも作るべきだと思う。

総務部長： 個人情報に関しては細かい規程がすでにあるので、指摘された不足の部分は細則を作って対応していきたいと思う。

評議員： 協会としてパソコンやUSBメモリーの外部への持ち出しについてはどのような扱いになっているのか。例えば出張に持っていくとか家に持ち帰るとか。

総務部長： 研修会等を外部で行う場合は持ち出すことはあるがその場合は届出をすることになっている。それ以外は原則として持ち出をしていないと理解している。

評議員： そのこのところを厳密にしようとするならばUSBメモリーはパスワードを設定したものしか持ち出さないこととしたほうがいい。

評議員： USBメモリーはその都度ウイルスチェックをしたものを使うようにすべきだ。

総務部長： いただいた意見を踏まえて細かく細則を作りたいと思う。

監事： セキュリティに関する規程を作るときは除外事項があるもので、細則で細かい事を規定すればいいと思うのだが、本規程の目的の中に「すべての情報」と記載されているが、公示された情報も含むのか。そこは分けて考えた方がよいのではないか。

評議員： 機密性2という機密性のレベルの高い情報があるのだが、例えば、まだ途中段階の文書、業務文書、個人のコンサルに関したもので、これらは漏えいすると大変なことになる。取扱いに際しては必ずパスワードを掛けるべきだ。また、もしも漏えいしてしまった場合の対応としてランの線を切る等、緊急時の対応がもっとあってもいいと思う。よろしくお願ひしたい。

議長： 今回が最後の改定ではないので引続き内容に沿って検討してもらいたい。

・業務執行状況報告

議長より、下記の協会事業の執行状況について報告するよう指示があり資料に基づき説明を行った。

1.食品衛生法改正に伴うHACCP対応について（健康食品部長）

2.機能性表示食品の届出支援と事前点検事業について（機能性食品部長）

3.実務研修制度について（事務局長）

説明の後、本報告に関し、次の意見があった。

評議員： ペーパーレス化が進んできている時代なので、今後、報告事項等の説明は、パワーポイント等でもいいのではないか。

以上をもって議案の質疑応答等を終了したので、15時30分、議長は閉会を宣言し、解散した。